

## 中野区 令和7年度 児童相談所研修等コーディネーター（会計年度任用職員） 募集要項

中野区では、令和7年度児童相談所研修等コーディネーター（会計年度任用職員）を、次のとおり募集します。

### 1 勤務地

中野区児童相談所（東京都中野区中央一丁目4 1番2号 中野区・子ども若者支援センター内）

### 2 勤務内容

- (1) 中野区児童相談所の所長および職員を対象とする専門研修の実施及び外部機関が主催する研修への参加に関する業務
- (2) 児童福祉に関する最新の知見・動向等に関する情報収集及び外部機関（大学や研究機関等）との連携協力に関する業務
- (3) 地域の虐待対応力の向上のための関係機関（医療機関を含む。）及び専門職（医療従事者を含む。）を対象とする専門研修の実施等に関する業務
- (4) 中野区児童相談所の弁護士、医師、児童相談専門支援員等による個別ケースの相談に関する業務及びこれに伴うケース対応の支援等
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、中野区児童相談所長が定める事項（配属された系の業務、ケース対応の支援等）

### 3 募集人員

1名

### 4 募集要件

次に掲げる要件を満たす方

- (1) 児童福祉に関する法制度、児童福祉の推進及び専門人材の育成に関する識見並びに職務を遂行するに当たり必要となる熱意及び行動力を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、看護師等の資格を有する者又はこれに準ずる者
  - イ 児童福祉法第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者
  - ウ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項に規定する児童指導員の任用資格を有する者又はこれに準ずる者
  - エ 社会福祉法第19条第1項に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者
  - オ アからエまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると区長が認めた者
- (3) 次のいずれかの業務に従事した経験があること。

- ア 児童福祉に関する業務
  - イ 心理に関する業務
  - ウ 人材育成又は研修に関する業務
  - エ その他研修等コーディネーターとしての職務に関連する業務
- (4) (1)から(3)に掲げる職務を遂行するために必要な事務処理の能力（ワードプロセッサ、表計算ソフト等の操作を含む）を有すること。

5 任用期間

任用開始日（※最短で令和7年10月1日）より令和8年3月31日まで

6 勤務時間

1日当たり7時間45分（原則午前8時30分から午後5時15分まで）

7 勤務日

1月当たり16日

（原則、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日のうち、所属長が定める日）

8 給与

月額 240,720円（地域手当含む）（予定）

- ・ 社会保険料、雇用保険料本人負担額および源泉徴収所得税が差し引かれます。
- ・ 規定の期末手当を支給します。
- ・ 別途、通勤手当相当額を支給します。（上限額あり）

9 休暇・福利厚生

- ・ 有給休暇（年次有給休暇、夏季休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇）
- ・ 無給休暇（病気休暇、子の看護のための休暇、育児時間、妊婦通勤時間 等）
- ・ 社会保険（健康・介護・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。

10 応募方法

選考申込書を下記書類提出先へ郵送または持参にて提出してください。

郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員選考書類在中」と朱書きしてください。

持参の場合は、中野区子ども・若者支援センター（東京都中野区中央一丁目41番2号）

6階受付まで、土日祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時までにご持参ください。

なお、応募書類につきましては返却いたしません。

（当方で、責任を持って破棄いたします。）

11 選考

- (1) 選考方法 書類審査及び面接
- (2) 面接日時 書類審査の上、別途、合否及び面接日時を郵送によりご連絡いたします。
- (3) 面接会場 中野区子ども・若者支援センター会議室  
(東京都中野区中央一丁目41番2号)
- (4) 結果通知 別途、郵送によりお知らせいたします。

12 書類提出先・問い合わせ先

〒164-0011

東京都中野区中央一丁目41番2号

中野区児童相談所管理係 担当：山野辺・倉澤

TEL：03-5937-3289

※欠格条項（地方公務員法第16条）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者